

地元企業 PR 動画制作業務委託仕様書

1. 委託業務名

地元企業 PR 動画制作業務

2. 業務の目的

全国的に働き手不足が大きな課題となるなど、人材確保が非常に困難な状況であり、このままの状態が続くと企業活動に大きな影響を及ぼすことが懸念される。本市においても、基幹産業の製造業をはじめ、様々な業種で、人手不足の解消が喫緊の課題となっている。

本事業においては、市内高校生及び保護者等向けに、市内事業者の PR 動画を制作することにより、市内就職率の向上及び市内事業者等における人材確保支援を行うことを目的とする。

3. 業務の内容

市内高校生及び保護者等向けに、市内事業者等の事業内容や商品（製品）、福利厚生等の情報及び企業の魅力を伝えるため、PR 動画を制作する。

(1) PR 動画概要

- ・ 10 社程度（※予算の範囲内で企業数を調整）
- ・ 上記のダイジェスト版

(2) 動画構成

- ・ 1 社あたり 5 分程度を 1 つずつ制作する。
- ・ ダイジェスト版については、60 秒程度を 1 つ制作する。
- ・ 「会社紹介（事業内容等を含む。）」「社長・若手社員（可能な限り市内高校の OB・OG 複数名）からのメッセージ」を含むこととし、社屋や作業風景、企業の設備等の映像を織り交ぜ、企業の魅力を発信できる内容とする。
- ・ 若手社員の「仕事の一日」や「働くうえで大切にしていること」などをテーマとした構成要素を加え、高校生が職業理解を深められる内容とする。
- ・ 動画作成のための素材については、現地取材により、受注者において収集する。
- ・ できる限り、写真等の静止画ではなく、撮影した動画を盛り込む。
- ・ 市の公式 YouTube チャンネルでの公開を想定して、効果的な字幕やテロップ、音声、音楽等を加え、編集を行う。

(3) 規格

- ・ 使用する撮影用カメラは、少なくとも HD 画質以上とする。
- ・ 形式は MP4 ファイル、DVD・Blu-ray1 枚ずつに納めることとする。
- ・ 作成した動画については、市の公式 YouTube チャンネル等での公開を想定していることを念頭に置き、素材の収集や編集にあたっては、被写体となる事業者との事前・事後の調整や確認を確実に行うこと。

(4) 視聴促進に向けたプロモーション

- ・ 動画視聴者を効率的・効果的に増やすため、実施可能な SNS を活用する等の広報活動の施策を提案すること。

4. 活動報告・成果物

本業務に係る業務完了報告書（延岡市指定様式）に、委託業務に係る収支が確認できる書類を添えて、令和 8 年 1 月 10 日までに提出すること。なお、市内事業者等の PR 動画のデータを収納した DVD・Blu-ray については、9 枚ずつ作成し、令和 7 年 12 月中旬までに、市に提出すること。

5. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 9 日まで

6. 委託業務に係る経費について

次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。

- （１）会議等での食糧費（茶菓代を除く）
- （２）租税公課（消費税及び地方消費税は除く）
- （３）一般管理費や諸経費等の支出内容が明らかでない経費

7. その他の要件等

（１）委託業務実施上の留意事項

- ① 契約書及び仕様書に定めるもののほか、市の指示に基づき、誠実に委託業務を履行すること。
- ② 受託者は、委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打合せ協議は必要においてその都度行うこと。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た個人情報や企業情報について、他に漏洩することなく適切に処理すること。
- ④ 受託者は、本業務において、市から貸与される資料及び受託者自らが収集した資料について、破損、紛失、盗難等の事故の無いよう適切に取り扱うこと。
- ⑤ 受託者が本事業の一部を再委託する場合には、再委託の内容、再委託先、再委託する業務の管理方法等の必要事項を事前に市に対して書面により報告し、承諾を得なければならない。
- ⑥ 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、延岡市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複写、増刷等を行い公表できるものとする。

（２）納品後、受託者の責めに帰すべき事由により、加工・編集が必要になった場合は、全て受託者の負担により誠実に対応すること。

（３）本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、市と協議し指示を受けること。